

軽井沢町の自然保護対策要綱等の改正に関するパブリックコメント実施要領

1 パブリックコメントの対象

軽井沢町の自然保護対策要綱等の改正について

2 趣旨

軽井沢町の自然保護対策要綱及び軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱の改正内容を取りまとめたため、町民・別荘所有者・事業者から改正に関する意見を募集するもの。

3 パブリックコメントの実施方法

(1) 募集期間

令和7年4月1日（火）から令和7年5月1日（木）まで

(2) 改正内容の閲覧方法

町ホームページ又は役場庁舎環境課窓口

(3) 意見の提出方法

オンライン回答、電子メール、郵送、ファクシミリ又は持参

(4) 意見の提出先

軽井沢町 環境課 環境政策係

【持参】軽井沢町役場（⑦番 環境課窓口）

【郵送】〒389-0192

軽井沢町 環境課 環境政策係

【ファクシミリ】0267-46-3165

【電子メール】kankyo@town.karuizawa.nagano.jp

【オンライン回答】

作成中

<オンライン回答用二次元コード>

4 周知方法

(1) 広報誌「広報かるいざわ」

(2) 軽井沢町公式ホームページ

(3) 軽井沢町公式X（旧Twitter）

(4) 軽井沢町公式Facebook

(5) 軽井沢町公式LINE

(6) メール配信サービス

軽井沢町の自然保護対策要綱等の改正に関する意見

※全ての項目について、選択・記入してください

氏 名	ふりがな
	※法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名をご記入ください。
住 所	〒
	次のいずれかを選択してください。（※法人その他の団体にあつては、選択不要） ☐ 軽井沢町に住んでいる ☐ 軽井沢町に別荘を所有している
電話番号	
該当ページ・該当項目	ご意見

※役場庁舎での改正内容の閲覧および持参による提出は、開庁時に限ります。

※ご意見をいただいた皆様に対する個別の回答は致しませんので、予めご了承ください。

※いただいた個人情報（氏名・住所・電話番号）は、ご意見等の内容確認等を行う際に必要となりますので、ご記入のないものは無効となります。

※いただいた個人情報は、他の目的には一切使用いたしません。

【募集期間】令和7年4月1日（火）から令和7年5月1日（木）まで

【提出先】環境課 環境政策係

メール：kankyo@town.karuizawa.nagano.jp

FAX：0267-46-3165

郵 送：〒389-0192 軽井沢町大字長倉 2381 番地 1

持 参：役場庁舎 ⑦番窓口 「環境課 環境政策係」